



福岡県医発第0308号（地）
平成27年 4月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第266号）が平成27年3月31日公布され、同年4月1日より施行される旨、別添のとおり厚生労働省健康局長より、福岡県保健医療介護部健康増進課を通じて連絡がありました。

本基準は、市町村による妊婦に対する健康診査の適切な実施を図るために制定され、詳細については別紙のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(公印省略)

27 健 第 225 号
平成27年4月13日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長
(母子保健係)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について (通知)

このことについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、別添写のとおり、通知がありましたのでお知らせします。





雇児母発 0401 第 1 号

平成 27 年 4 月 1 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の公布について（通知）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号。以下「告示」という。）が3月31日付けで公布されたところですが、この告示の制定の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

また、告示の制定及び本通知の施行に伴い、「妊婦健康診査の実施について」（平成21年2月27日付け雇児母発第0227001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第13号において、市町村が義務として行う地域子ども・子育て支援事業の一つとして、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業」が定められた。これに伴い、母子保健法第13条第2項として「厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。」という規定が追加されたため、当該規定に基づき、妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）についての望ましい基準を定め、市町村による妊婦健康診査の適切な実施を図るためのものであること。



第2 告示の内容

1 妊婦健康診査の実施時期及び回数

(1) 市町村は、次のイからハまでに掲げる頻度で妊婦健康診査を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。

イ 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回

ロ 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回

ハ 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回

(2) 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

2 妊婦健康診査の内容等

(1) 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ 問診、診察等

妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。

ロ 検査

子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長を検査を行うものとする。

ハ 保健指導

妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。

(2)

市町村は、(1)に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（ＡＢＯ血液型、Ｒｈ血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に1回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
HIV抗体検査	

梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に1回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に1回
血算検査	妊娠初期に1回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
HTLV-1抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に1回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に1回

- (3) 妊婦健康診査の内容等については、(1)及び(2)のほか、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日付け児発第934号厚生省児童家庭局長通知）の「第4 妊娠時の母性保護」を踏まえること。

3 市町村の責務

- (1) 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- (2) 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等との連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。その際には、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連盟通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け

雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知）を踏まえること。

第 3 適用期日

この告示は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）から施行すること。

○厚生労働省告示第二百二十六号

「母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定に基づき、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を次のように定め、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準

第一 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

一 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに十四回程度行うものとする。

イ 妊娠初期から妊娠二十三週まで おおむね四週間に一回

ロ 妊娠二十四週から三十五週まで おおむね二週間に一回

ハ 妊娠三十六週から出産まで おおむね一週間に一回

二 市町村は、妊婦一人につき十四回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第二 妊婦健康診査の内容等

一 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。

イ 問診、診察等

妊婦週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとする。

ロ 検査

子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長も検査を行うものとする。

ハ 保健指導

妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにするものとする。

二 市町村は、一に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の上欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる妊婦週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊婦週数及び回数の目安
血液型等の検査（A・B・O血液型、Rh血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に一回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
HIV抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に一回及び妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回
血算検査	妊娠初期に一回、妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回及び妊娠三十六週から出産までの間に一回
HTLV-1抗体検査	妊娠初期から妊娠三十週までの間に一回
子宮頸がん検査（細胞診）	妊娠初期に一回
超音波検査	妊娠初期から妊娠二十三週までの間に二回、妊娠二十四週から妊娠三十五週までの間に一回及び妊娠三十六週から出産までの間に一回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠三十週までの間に一回
B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査	妊娠三十三週から妊娠三十七週までの間に一回

第三 市町村の責務

一 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。

二 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。

三 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。

【改正後全文】

雇児母発第 0227001 号
平成 21 年 2 月 27 日
一部改正 雇児母発 1006 第 1 号
平成 22 年 10 月 6 日
一部改正 雇児母発 0309 第 1 号
平成 23 年 3 月 9 日
一部改正 雇児母発 0329 第 1 号
平成 24 年 3 月 29 日
一部改正 雇児母発 0322 第 1 号
平成 25 年 3 月 22 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の実施について

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の重要性、必要性が一層高まっているところである。

また、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保することを目的として、妊婦健康診査に係る地方財政措置がなされるとともに、平成 20 年度第 2 次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が創設され、平成 23 年度第 4 次補正予算においても妊婦健康診査臨時特例交付金の実施期限の延長とともに必要額を積み増し実施してきたところである。妊婦健康診査支援基金については、「平成 25 年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」（平成 25 年 1 月 27 日三大臣合意（総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣））に基づき、これまでの補正予算に替わり、平成 25 年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとしたところである。妊婦健康診査の実施に際しては、下記を踏まえて各市町村で引き続き積極的な取組が図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について管下市町村に周知徹底をお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年1月16日雇児母発第0116001号本職通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」は廃止する。

記

1 公費負担回数及び実施時期の考え方について

妊婦健康診査の回数及び実施時期については、「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日児発第934号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により次に示すとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は13～14回程度となると考えられること。このため、公費負担についても、14回程度行われることが望ましいと考えられること。

- ① 妊娠初期から妊娠23週（第6月末）まで：4週間に1回
- ② 妊娠24週（第7月）から妊娠35週（第9月末）まで：2週間に1回
- ③ 妊娠36週（第10月）以降分娩まで：1週間に1回

2 妊婦健康診査の内容等について

妊婦健康診査の内容等については、局長通知の「第4 妊娠時の母性保健」を踏まえるとともに、以下の点を参考にすること。

- (1) 妊婦健康診査においては、各回、基本的な妊婦健康診査の項目として、①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診察等）、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。
- (2) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する検査計測の項目の例としては、子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査（糖・蛋白）、体重があり、第1回目の健康診査では、身長も測定すること。
- (3) 基本的な妊婦健康診査の一環として、各回実施する保健指導については、妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られるようにすること。
- (4) 各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目以外の各種の医学的検査について、標準的な検査項目を以下に例示するので、市町村における公費負担の対象となる検査項目の設定にあたって参酌されたい。

（医学的検査の例）

①血液検査

- ・妊娠初期に1回、血液型（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体の検査を実施。
- ・妊娠24週から35週までの間に1回、血算、血糖の検査を実施。
- ・妊娠36週以降に1回、血算の検査を実施。
- ・妊娠30週頃までにHTLV-1抗体検査を実施。

②子宮頸がん検診（細胞診）

妊娠初期に1回実施。

③超音波検査

妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から35週までの間に1回、
36週以降に1回実施。

④B群溶血性レンサ球菌（GBS）

妊娠24週から35週までの間に1回実施。

⑤性器クラミジア

妊娠30週頃までに1回実施。

3 その他

・妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に積極的に取り組まれない。

・里帰り先等で妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所とも事前契約を行う等の配慮をされたい。

・養育支援を必要とする妊婦に対しては、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連盟通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日雇児総発1130第1号・雇児母発1130第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知）を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等と市町村等の行政機関が連携体制を構築し、適切な支援を提供されたい。